

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について

乳児ボツリヌス症の予防対策については、昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」により通知しているところです。

今般、別添のとおり、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことから、情報提供するとともに、改めて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うようお願いします。

なお、本事案については、製品に1歳未満の乳児に与えない旨の表示がなされていたことを申し添えます。

別添：東京都報道発表資料

(参考)

昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%fb%8e%99%83%7b%83%63%83%8a%83%6b%83%58&EFSNO=2910&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=11

母子手帳 任意様式

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/n2016_10.pdf